

## セブン銀行取引規定（抜粋）

以下の条項を一部追加・変更いたします [下線部を追加・変更]

改定前	改定後
<p>第 22 条（解約等）</p> <p>2. お客さまが次の各号のいずれか 1 つでも該当した場合、当社はお客さまに事前に通知することなく、当社所定の方法により、ただちに口座を解約、またはその後の全部もしくは一部のお取引を制限することができるものとします。この場合、当社から請求が<u>あり次第</u>、ただちにキャッシュカード等を当社にご返却ください。また、このために生じた損害については、当社は一切責任を負いません。</p> <p>(1) 本規定等で定める諸手数料が支払われなかった場合</p> <p>(2) 支払停止または破産手続開始の申立てなどがあった場合</p> <p>(3) 口座に差押え、仮差押えまたは仮処分等がなされた場合</p> <p>(4) 相続が開始された場合</p> <p>(5) 口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>(6) 口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(7) 第 21 条各号のいずれか 1 つでも該当した場合</p> <p>(8) 法令等に基づく場合</p>	<p>第 22 条（解約等）</p> <p>2. お客さまが次の各号のいずれか 1 つでも該当した場合、当社はお客さまに事前に通知することなく、当社所定の方法により、ただちに口座を解約、またはその後の全部もしくは一部のお取引を制限することができるものとします。この場合、当社から請求が<u>ある場合には</u>、ただちにキャッシュカード等を当社にご返却ください。また、このために生じた損害については、当社は一切責任を負いません。</p> <p>(1) 本規定等で定める諸手数料が支払われなかった場合</p> <p>(2) 支払停止または破産手続開始の申立てなどがあった場合</p> <p>(3) 口座に差押え、仮差押えまたは仮処分等がなされた場合</p> <p>(4) 相続が開始された場合</p> <p>(5) 口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>(6) 口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(7) 第 21 条各号のいずれか 1 つでも該当した場合</p> <p>(8) 法令等に基づく場合</p>

<p>(9) 本規定等に違反するなど、相当な事由が生じた場合</p> <p>(10) 事業に使用する目的で口座を利用している場合、または事業に使用する目的で口座を利用していると当社が判断した場合</p> <p>(11) 口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>(12) 一定期間お客さまによる口座の利用がない場合</p> <p>((中略))</p> <p><u>(2026年1月1日改定)</u></p>	<p>(9) 本規定等に違反するなど、相当な事由が生じた場合</p> <p>(10) 事業に使用する目的で口座を利用している場合、または事業に使用する目的で口座を利用していると当社が判断した場合</p> <p>(11) 口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>(12) 一定期間お客さまによる口座の利用がない場合</p> <p><u>(13) 口座開設後、当社からキャッシュカードを発送するまでの期間に、お客さまがローンサービスを申込み、かつローンサービス契約が成立しなかった場合</u></p> <p>((中略))</p> <p><u>(2026年4月23日改定)</u></p>
---	--